

高松市本庁舎広告付催事案内表示板設置業務事業者公募選定要項

この要項は、高松市本庁舎内の広告付催事案内表示板の設置事業者を公募選定する手続について、必要な事項を定める。

高松市は、見積書を提出した者の中から、最も有利な条件を提示した者をこの要項に基づき設置事業者として選定する。

1 業務担当課

高松市番町一丁目 8 番 1 5 号 本庁舎 3 階
高松市財政局財産経営課

2 業務概要

- (1) 業務名
高松市本庁舎広告付催事案内表示板設置業務
- (2) 設置場所
高松市番町一丁目 8 番 1 5 号
高松市役所本庁舎 1 階 ロビー（仕様書のとおり）
- (3) 業務内容
別紙「仕様書」のとおり
- (4) 履行期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
(ただし、市又は設置者のいずれかから期間満了日の 3 か月前までに書面による申出がない場合は、本契約と同様の条件で、引き続き期間満了日の翌日から 1 年間更新されるものとし、その後も同様とする。ただし、更新を含めて有効期間は令和 1 3 年 3 月 3 1 日を超えることはできないものとする。)
- (5) 設置時期
令和 8 年 4 月 1 日

3 応募資格

次の要件を全て満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 2 2 年政令第 1 6 号)第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 過去 5 年間(令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで)に完了した本業務と類似業務の施工実績を有すること。なお、発注機関については、国、地方自治体等公的団体又は民間企業の取扱実績とする。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 7 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員以外の者で同条第 2 号に規定する暴力団(以下この号において「暴力団」という。)のほか、次のアからオまでのいずれにも該当しないものであること。
ア 代表一般役員等(代表役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合には代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。))をいう。以下このアにおいて同じ。)、一般役員等(法人の役員(執行役員を含む。))又はその支店若しくは営業所を代表する者(代表役員等を除く。))をいう。)が暴力団員である者又は暴力団員が経営に事実上参加

している者

イ 自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため、又は第三者に損害を加えるため、暴力団を利用している者

ウ 暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与している者

エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の適用を受けていない、かつ再生手続又は更生手続の開始の申立てをしていないこと。

(5) 国税及び地方税の滞納がないこと。

(6) 本事業を適切かつ確実に実施するに足りる事業規模を有しており、かつ経営状況及び財務状況が良好であること。

4 手続

(1) 応募書類

応募時は、次の書類を郵送又は持参にて提出すること。

① 参加申込書兼誓約書（様式1）

② 取扱実績調書（様式2）

③ 仕様書の規格等を満たしている概要資料（様式任意）

※仕様書を熟読の上、本業務における案内板の概要、広告、設置スケジュール等の内容を記載すること。

④ 見積書（様式3）

⑤ 会社概要（パンフレット等）

⑥ 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

⑦ 市税の滞納無証明書、法人税と消費税及び地方消費税について未納税額のない旨の証明書（直近のもの）

⑧ 事業報告書、財務諸表（貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書等）又はこれらに類するもの（直近の事業年度分）

※ ⑥～⑧については3か月以内に作成されたものの写しでも可。

また、高松市入札参加資格者名簿に登録している企業は省略可。

※ 指定様式は（様式1）～（様式3）のとおり。

(2) スケジュール

内容	日時	備考
本公募の公表	令和7年9月8日	
公募に対する質問 受付期限	令和7年9月11日 (同日午後5時まで)	質問書及び回答書にてFAXで提出すること。 ※收受確認のため、送信後、電話をお願いします。 TEL:087-839-2255 FAX:087-839-2166
公募に対する質問 回答期限	令和7年9月17日	質問書提出者に速やかに回答し、質問及びこれに対する回答の全件を左記の日程までに市のホームページ上で公表する。
見積書等の 提出期限	令和7年9月30日 (同日午後5時まで)	(1) 郵送の場合 一般書留郵便又は簡易書留に限る。なお、提出期限までの必着とする。 (2) 持参の場合 提出期限内の財産経営課の執務時間中(日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び土曜日を除く日の午前8時30分から午後5時まで)に提出 (3) 提出先 高松市財産経営課 庁舎管理係 (本庁舎3階)
選定結果の 通知期限	令和7年10月7日	全ての参加事業者を選定結果を通知する。

(3) 質問及び回答

ア 本公募に関する質問がある場合は、質問及び回答書を利用し、上記の期限までにFAXにより、財産経営課(FAX:087-839-2166)に提出すること。

(※收受確認のため、送信後、電話をお願いします。)

イ 質問に対する回答は、質問書提出者に速やかに回答し、質問及びこれに対する回答の全件を上記の期限までに市のホームページ上で公表する。

ウ 当該回答文書は、募集要項に対して追加又は修正したものとみなす。

また、次の書類間に相違がある場合の優先順位は、次の(1)から(3)までの順番とし、これにより難しい場合は、市と設置者が協議して定めるものとします。

- (1) 契約書
- (2) 質問回答書
- (3) 仕様書

エ 他の応募者からの見積書等の提出状況に関する質問は受け付けない。

(4) 現地確認

ア 希望する場合は、設置場所等の現地確認をすることができる。(現地確認がなく応募があった場合は、当該確認があったものとみなす。)

イ 現地確認を行うに当たっては、本市担当者に事前連絡をすること。

5 選定方法

- (1) 提出期間内に提出された書類の内容を審査し、次の要領で選定する。

本市が設定する最低月間広告掲出料（非公表）以上で最高の見積を行った事業者を設置事業者に決定する。ただし、同額の場合はくじとする。なお、見積金額が、最低月間広告掲出料未満の場合は、最も高価な見積金額をもって見積もった業者と協議するものとする。
- (2) 見積書を提出した業者が1者の場合でも、この選定は成立するものとする。
- (3) 決定結果通知
 - ア 4 (2) スケジュールのとおり、全ての参加事業者を選定結果を通知する。
 - イ 選定結果に関する一切の質問及び異議には応じない。
- (4) 市長は、緊急やむを得ない理由により、本業務を行うことができないと認めるときは、本業務を停止し、中止し、又は取り消すことができる。この場合において、本件業務見積参加者が損害を受けることがあっても、市長は、その責めを負わない。

6 見積書留意事項

- (1) 見積書は市指定様式によるものとし、これに見積年月日、見積参加資格者の氏名、件名、見積金額、課税事業者であるか免税事業者であるか等を正確に記入し、押印の上、提出すること。訂正した場合は、訂正箇所には必ず押印すること（押印する場合の印鑑について、法人印（社印）は使用することができない。代表者の個人を特定する印鑑を使用すること。）。

なお、見積書の押印の義務付けを廃止したことから、押印に代えて責任者等の氏名及び連絡先の記載を可とする。押印のない見積書を提出する場合は、見積書の記載欄に、下記（1）～（3）全ての項目を記載すること。

- (1) 責任者（事務を担当する部門の長）の氏名（フルネーム）
- (2) 担当者（事務を担当する部門の者）の氏名（フルネーム）
- (3) 連絡先として電話番号（固定電話。設置していない場合は携帯電話）

押印がなく、上記（1）～（3）全て又は一部の記載がない場合は無効とする。

訂正した場合は、訂正箇所近くの余白に訂正した者の氏名をフルネームで記載すること。なお、訂正した者が当初記載された担当者と異なる場合は、記載欄の担当者欄に、訂正した者の氏名をフルネームで追記すること。

また、押印の有無にかかわらず、いずれの方法であっても金額の訂正は認められない。

- (2) 見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（月間）をもって契約金額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であることを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（月間）を見積書に記載すること。なお、契約金額には行政財産の目的外使用料及び電気料金は含まない。
- (3) 1か月未満の設置期間があるときの当該機関の広告掲出料については、月間額を日割計算（1か月を30日として換算）するものとする（円未満切り捨て）。
- (4) 次のいずれかに該当する見積書は、無効とする。
 - ア 連合その他の不正な行為によってなされたと認められるもの
 - イ 同一の見積について2以上の見積書を提出したもの
 - ウ 見積書の金額、氏名若しくは印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明であるもの
 - エ 見積金額を訂正したもの
 - オ 鉛筆等の容易に訂正可能な筆記用具で記載したもの
 - カ 市指定様式以外の見積書を使用したもの

キ 前各号に掲げるもののほか、市長が特に指定した事項に違反したもの

7 見積書等提出に当たっての注意事項

案件名を確認の上、財産経営課の指示に従い、提出してください。なお、指定日時以降の提出は受付できませんので、御注意ください。

また、郵送による提出の場合は、次に定めるところによります。

- (1) 見積書提出日時の期限必着です。見積書が財産経営課に到着した日時については、郵便追跡サービス (<https://trackings.post.japanpost.jp/services/srv/search/>) によるものとします。
- (2) 郵送に当たっては、一般書留又は簡易書留によってください。

8 書類の引換え等の禁止

提出した書類は、引換え、書換え又は撤回をすることができない。

9 契約書の締結及び行政財産の目的外使用許可申請書の提出

事業者として決定された者は、市と細部について協議を行った上で本事業に係る契約を締結するとともに、行政財産の目的外使用許可申請書を毎年度提出するものとする。

なお、広告物の設置に係る行政財産の使用料については、広告掲出料及び電気料金とは別に支払うものとする。

10 広告取扱いの指針、基準等

本事業に係る広告取扱業務については、「高松市広告掲載要綱」その他本市が定める規程により行うものとし、市は、これら要綱等に基づき広告掲載前に事前審査を行うものとする。

11 その他

- (1) 応募書類の作成・提出に係る費用については、応募者の負担とする。
- (2) この要項に定めのない事項又は、疑義が生じたときは、別途協議するものとする。

12 提出・問合せ先

高松市財政局 財産経営課 庁舎管理係 (担当：庄子、高田)

住所：〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号

電話：087-839-2255 FAX：087-839-2166

【高松市指名停止等措置要綱別表第26号の運用基準】

平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を下記のとおり定め公表しています。御留意ください。

高松市指名停止等措置要綱別表第26号を適用し指名停止をする場合の運用基準（抄）

1 要綱別表第26号の「不正又は不誠実な行為」とは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会による「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」の例によるもののほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人の、その業務に関する次に掲げる行為その他の著しく信頼関係を損なう行為をいう。

- （1） 予定価格、最低制限価格等の秘密情報の提供を要求する行為等見積の公正を害すべき行為
- （2） 見積に参加するに際し担当職員の指示に従わない等見積の秩序を乱す行為
- （3） 監督または検査の実施に当たり市職員の職務執行を妨げる行為
- （4） 市職員に対する脅迫的な言動または暴力的な行為
- （5） 執拗な抗議等を行い、市職員の執務を妨害する行為
- （6） 暴力団等から不当要求行為を受けた場合の報告義務違反
- （7） 市職員による経理上の不正または不当な行為への関与

【不当要求行為排除について】

市では、受託者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書又は請書において受託者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等（物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の行為をいいます。）からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。詳しくは、契約監理課ホームページを御参照ください。（<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/>）

【周知事項】

売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）。）。

⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com

書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）

※ 市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載しています。